

## 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会（第84回）議事録

平成29年12月14日（木）  
15時30分～17時30分  
旧文部省庁舎2階文化庁特別会議室

### 〔出席者〕

（委員）伊東主査，石井委員，加藤委員，金田委員，神吉委員，川端委員，木佐貫委員，三枝委員，鈴木委員，戸田委員，松岡会員（計11名）

（文化庁）西田国語課長，小松日本語教育専門官，増田日本語教育専門職，北村日本語教育専門職，ほか関係官

### 〔配布資料〕

- 1 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会（第83回）の議事録（案）
- 2 日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告案）

### 〔参考資料〕

- 1 平成29年度日本語教育総合調査  
「日本語教員養成プログラム及び教育実習内容等に関するヒアリング調査結果（概要）」

### 〔机上配布資料〕

- 1 日本語教員の養成について（昭和60年5月13日）
- 2 日本語教員検定制度について（昭和62年4月10日）
- 3 日本語教育施設の運営に関する基準について（昭和63年12月23日）
- 4 今後の日本語教育施策の推進について（平成11年3月19日）
- 5 日本語教育のための教員養成について（平成12年3月20日）
- 6 日本語教員等の養成・研修に関する調査結果について（平成24年3月30日）
- 7 「生活者としての外国人」に対する日本語教育における指導力評価について（平成25年2月18日）
- 8 日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（平成25年2月18日）
- 9 平成27年度国内の日本語教育の概要
- 10 平成27年度日本語教育実態調査 調査表
- 11 日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について（報告）（平成26年1月31日）
- 12 学校における外国人児童生徒等に対する教育支援の充実方策について（報告）」（平成28年6月）

### 〔経過概要〕

- 1 座長から前回の議事録の確認があった。
- 2 事務局から配布資料の確認があった。
- 3 日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告案）について意見交換を行った。
- 4 次回は2月19日（月）13時00分から開催することが確認された。
- 5 主な意見の概要は次のとおりである。

## ○伊東主査

ただいまから第84回、今期の第5回の日本語教育小委員会を開会いたします。今年最後の小委員会となります。

前回に引き続き、日本語教育人材の養成・研修の在り方について審議を行いたいと思います。御審議いただく報告書案については、今月12月下旬から約1か月間、関係団体等に対する意見募集を行う予定となっております。したがって、それまでに小委員会の報告案として確定させる必要がございますので、活発な御議論のほど、よろしくお願いいたします。

資料1の前の議事録(案)ですが、御確認いただき、修正箇所があれば、1週間後、12月の21日木曜日までに事務局へ御連絡ください。なお、最終的な議事録(案)の確定については、私、主査に御一任いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、議事1、日本語教育人材の養成・研修の在り方について審議を行いたいと思います。資料2「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告案)」の前回からの変更点について、事務局から説明をお願いいたします。

## ○増田日本語教育専門職

資料2「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告案)」の変更箇所について、御説明いたします。目次ですが、Ⅲの構成が若干変更になっております。「Ⅲ 日本語教育人材の養成・研修における教育内容」となっておりましたが、研修の在り方を提示した上で、教育内容をお示しすることとし、「養成研修の在り方及び教育内容」に変更しております。併せて、下位項目が1から3でしたが、「1. 日本語教育人材の養成・研修の在り方」を追加し、4項目としております。

続きまして、2ページ、「I. 日本語教育人材に関する現状と課題」ですが、前回頂いた御意見を踏まえ、順番を入れ替えた箇所があります。3ページ中ほどに文化芸術基本法第19条関連の記載がございます。以前はここに留学生・就労に関する内容を記載しておりましたが、それを4ページに移し、文化芸術基本法に関する説明、そして、日本語教育実態調査の数値を基に現状を説明した上で、日本語教育人材の専門性について、現在どのようになっているか、留学生、技能実習生等々について記載するという順序に変更いたしました。

5ページですが、2の課題の「1. 平成12年教育内容」について指摘されている課題としまして、主なものを三つ挙げていますが、文末の「何々ではないか」という表現を改め、「何がなされていなかったのか」を文末に明示しております。特に丸2については平成12年の内容に着目して修正を行っており、「三つの教育領域、五つの区分とそれに対応する教育内容の例を示してはいるが、必ず学習すべき内容というのが明示されていない」と断定した表現になっております。それ以外については、以下の枠内に示すということで、5ページ、6ページ、7ページ、枠内は変更ございません。

10ページ丸3、「児童生徒等に対する日本語教育人材」につきまして、一番下のボツに「コーディネーターについても明確に児童生徒等に対する日本語教育の専門家には求められる」と書いておりましたが、実際にコーディネーターまでは難しい、ハードルが高いのではないかと御指摘を頂き、一番下のボツの3行目から「日本語教員には、教員、母語支援員のほか、児童生徒等を支援する多様な人材と家庭や学校、地域の関係機関・団体と連携し、多様なリソースを活用する力が求められる」と、ややトーンを落とした記載に改めております。

11ページから「日本語教育人材の整理」は変更なく、12ページから順番を変えております。12ページには、区分の仕方、それと求める専門性が混在して分かりにくくなっておりました。そのため、区分と求める専門性を分けて記載をいたしました。12ページは、段階について、丸1、日本語教員については、養成・初任・中堅、2の日本語教育コーディネーターについては、主任と地域日本語教育コーディネーターというように分けております。また、12ページ一番下の③日本語学習支援者については、生きがいの記載について削除した記載に改めております。

13ページ「日本語教育人材の役割に応じて求められる専門性」ですが、変更はございません。

14ページからの「2. 日本語教育人材に求められる資質・能力について」の変更点は、15ページの「3. 役割・段階・活動分野ごとの日本語教育人材に求められる資質・能力」です。表1養成の上に更に加えて初任があり、初任の上に更に加えて中堅がある。そういったものを分かりやすく明文化すべきとの御意見を頂きまして、15ページの上から5行目以降、表の関係性の説明を加えました。

16ページ以降が、活動分野別・役割別に求められる資質・能力についての記載となっておりますが、19ページの児童生徒等を対象とした日本語教員（初任）に求められる資質・能力については、日本語だけでなく教科の学習課程に関しても一定の知識がないと教えられないのではないかと御指摘を頂きました。その部分が明示的に示されていなかった反省を踏まえ、知識の（5）「及び」以降「日本語と教科等を関連付けて教えるための知識」と追記しております。資質・能力については、以上でございます。

続きまして、25ページを御覧ください。3の「日本語教育人材の養成・研修の在り方及び教育内容」ですが、大幅に構成を変更しております。まず、教育内容に入る前に、今までの資質・能力、人材の整理を踏まえて、養成・研修の在り方について整理をしております。特に養成については、各活動分野で活動するに当たっての基盤となる資質・能力を身に付けることが求められることを記載しております。養成を修了した方がどのように役割や活動分野に応じて研修を受けていくかについては、養成・研修のイメージ図を25ページ下に示し、内容の説明を加えております。

これを踏まえ、26ページから、実際に想定される研修・養成について記載をしております。26ページの表ですが、中堅と養成が、以前、逆になっていましたので、養成、初任、中堅の順番に変更しております。

続きまして、28ページですが、「2. 日本語教育人材の養成・研修における教育内容の基本的な在り方」には見開きで平成12年報告の教育内容の一覧表を添付しておりましたが、参考資料に移し、今回の報告で何をするのかということを書かせていただいております。よって、平成12年の内容は、冒頭の7行に集約をして記載いたしました。

29ページの上から二つ目、なお書きの部分ですが、こちらも法務省告示日本語教育機関での勤務を前提とした教員養成については、参考資料に添付することといたしました。

31ページです。教育内容に入ります。養成における教育内容が全てにおいての基盤となるものであるということが分かるように、少し強調した書き方にさせていただいております。また、（1）日本語教員、（2）日本語教育コーディネーターと、それぞれグループごとに四角で囲い分けたという変更がございます。

33ページですが、A3で大きく挟み込んでおまして、上の方、一部見にくいところもありますが、表1：日本語教員【養成】の教育内容です。今回改訂いたします「養成における教育内容」の一覧図となっております。3領域・5区分・16下位区分の変更はございませんが、16の下位区分の解説に加え、必須の教育内容を縦に並べております。

新しく変更した箇所が一番右の欄で、「必須の教育内容」以外の「その他の教育内容の例」として、調査に協力を頂いた日本語教員養成実施団体から挙げられたものをランダムに記載させていただいております。委員の先生方から御指摘いただいた項目も入れておりますが、やや項目に大小があり、混在している部分があると認識しております。この点については精査が必要と思っております。

また、「必須の教育内容」ですが、必須であるにもかかわらず、58は多いのではないかと、集約できるものがあるのではないかとといった御意見も頂いているところであり、御議論いただきたいと思っております。現時点では、変わらず58の掲載をさせていただいております。備考欄に、それぞれ一番下に、小さい字ではございますが、それぞれの項目についての説明書きを加えております。

続きまして、34、35ページになります。このページは、本日初めてお示しします教育実習についての考え方です。これについては、後ほど別途、教育実習に関する調査研究の御報告をさせていただきますと思います。

次に段階別・活動分野別の教育内容が示されているところがございます。児童生徒について、1点、変更がございます。39ページ、教育内容の表の4につきましては、教育内容が「①外国人児童生徒等」となっていました。児童生徒等の何なのかが分かりにくいということで、「児童生徒等の現状」と、「現状」を加えております。また、教育課程に関する知識が必要という御意見もありましたので、「③学習環境づくり」に、ポツとして、「日本の教育制度」というのを新たに加えております。変更点は、以上です。

続きまして、44ページ、45ページをお開きいただきたいと思います。ここには、4といたしまして、以前、モデルカリキュラムと呼んでおりました教育課程編成の目安を示しております。45ページの目安の教育方法の部分、厚めに記載をしております。ここは前回の御指摘で、OJTというのはどういうものなのか、OJT以外の研修も複数あるのではないかと御指摘を頂いて、少し御議論いただきました。これについて、段落の二つ目ですが、「日本語教員（初任）研修における教育方法としては」ということで、「採用団体が自ら複数年掛けて指導をしながら行うOJTの研修や」ということで、OJTの内容を少し細かく記載しております。

また、そのほかに、組織的に日本語教員による実践を教育機関内で共有・検証したり、外部の専門家を招き研究授業を実施したり、定期的にフィードバックを受けるといった教育方法が考えられるということで、具体的にどうやって初任を研修するのかというものの例示を、皆様の実践を頂いた調査の中から拾って書かせていただいております。

教育内容につきましては、45ページの教育内容の四角のところ、**「35ページ以降」**とあるのですが、大変失礼しました、こちら、**「31ページ以降」**の誤りです。変更いただきたいと思っております。申し訳ありません。

それから、単位数・単位時間数のところの第2段落、「各科目例について示された単位数・単位時間数の最小値を合計すると3分の2以上になるように策定した。」ということで、ここは追記をしております。残りの3分の1については、それぞれの機関で特色あるプログラムを編成いただくということが明記されております。

大変長くなりましたが、変更点につきましては以上でございます。

## ○伊東主査

ありがとうございました。まず目次が概観できるころなので、御覧いただき、ローマ数字のⅠ、日本語教育人材に関する現状と課題と、Ⅱ、日本語教育人材に求められる資質・能力について、御審議を頂きたいと思っております。2ページから23ページに現状と課題、日本語教育人材の整理、そして資質・能力について記載されております。量、範囲が広がっておりますが、どうぞ活発な御意見を頂きたいと思っております。いかがでしょうか。

## ○松岡委員

11ページの脚注です。「それらの活動を妨げるものではない。」という一文について、この表現が要るのが気になりました。

## ○伊東主査

「地域における市民活動としては（中略）多様な活動があり、それに関わる人材は広範であり、多様である。」だけでもいいということですね。

## ○松岡委員

はい。

○伊東主査

分かりました。私もこの方がすっきりしていると感じましたので、御指摘の点は再検討させてもらいましょう。

○松岡委員

引き続き、12ページの丸3の日本語学習支援者の例2で、「地域の日本語教室において児童生徒等に対して日本語を含む個別の学習支援を行う者」とあるのですが、例えば地域の日本語教室は、もともと児童生徒の個別の学習支援を対象にしている教室というのは、集住地域にはあると思うのですが、それ以外の地域では、ほかに行ける教室がないから来てしまったということがあります。そこで、児童生徒に対する支援を想定していない支援者が対応してしまい、逆に混乱を来す場合があります。この報告案で日本語学習支援者の活動例に児童生徒等を記載すると、そのような事態が起こることもありえるように見えてしまうと思います。

○伊東主査

そうすると、どのようにすれば良いでしょうか。

○松岡委員

例として挙げるのが良いのかということだと思います。

○石井委員

「個別の」という限定を付けると、現実を網羅できないと思います。1対1でやっていることもありますが、子供が大勢来て支援員も少ないというケースは幾らでもあるので、現実としては、わざわざ「個別の」という限定を付けないほうが見合ったものになると思います。

○増田日本語教育専門職

この例ですが、日本語学習支援者が今後、策定されたような研修機会を得るためには、現実としてどのような活動分野が対象になりえるのかを明示するための例として記載しているものです。「日本語教育コーディネーターや日本語教員とともに」を明記させていただいているとおり、日本語学習支援者が、想定外にきた児童生徒に何とか対応することを例示しているものではありません。例2を削ってしまうと、日本語学習支援者の中に児童生徒を対象とする人が含まれないような形になってしまいますが、それはよろしいでしょうか。

○伊東主査

例2は残すとしても、この「個別の」という言葉を取ることはどうかということですね。

○増田日本語教育専門職

はい。

○松岡委員

「地域の日本語教室」とした場合、子供が入ると幅広になるので、何とかならないかと思えます。どうしたらいいのかわからないのですが、地域の日本語教室を普通に考えると、どうしても大人の対象の日本語教室を思い浮かべてしまいます。多分、集住地域では、子供は子供、大人は大人と支援対象がはっきり分かれているところが多いのではないかと思います。混在して支援している教室がどれぐらいあるのでしょうか。

○神吉委員

確認ですが、学校内で日本語学習支援をしている人は、この例には含まれるのですか。

○増田日本語教育専門職

はい。学校内も含むのですが、そこでの学習支援者に対する研修モデルは今文科省で検討されていますので、ここで言う日本語学習支援者は、子供も大人も含めて、地域の日本語教室で支援に関わられている方としております。ここでは「地域の日本語教室」と前置きを付けさせていただいていますが、学校の方を排除するというつもりは毛頭ありません。

○神吉委員

文言としていいかどうか分かりませんが、「学校外の日本語教室において」とすると問題がありますか。

○増田日本語教育専門職

言わんとしているのは、神吉委員がおっしゃったように学校外のことです。学校外だったり放課後だったり、特別の教育課程外でやっておられるようなものを想定しております。

○神吉委員

地域などの限定を付けずに「日本語教室等において」だけにするのはどうですか。

○伊東主査

そうすると「学校の中の」ことも入るので、「地域」があった方が良いと思います。

○神吉委員

分かりました。

○伊東主査

例1も含めて、「地域の日本語教室において」と統一した方が読みやすいという気はしますね。

○加藤副主査

今、学校内外というのが出ましたが、一般の人が見たときに、行政の所掌の範疇として文部科学省なのか文化庁なのかということは分からないと思います。どこが担当課なのかを明確にした上で、表現をどうするか考える必要があるのではないのでしょうか。

○三枝委員

地域の現場では、コミュニティーハウス等で日本語を教えるなどの事例もあると聞いています。「地域の日本語教室」という記載は、行政面からは限定的に捉えられてしまう懸念があると思います。「地域の日本語教室等において」と「等」を入れてはどうでしょうか。地域の日本語教室を限定的に捉えるのか、あるいは最も生活弱者となっている子供たちが困らないようなところまで視野を広げていくのかによって、押さえるべき施設が違ってくるように思います。「個別の」という限定が要らないというのはもちろんですが、「地域の日本語教室等において」と言えば、今学んでいらっしゃる方々も包括的に含めることができるのではないかと思います。

○増田日本語教育専門職

ありがとうございます。御提案のように「等」があった方がより広い範囲の活動が含まれますので、「等」を入れさせていただきたいと思います。

### ○金田委員

この例2に関して、児童生徒に対して日本語教員とともに支援を行うとありますが、43ページの表8の日本語学習支援者研修における教育内容を研修等で受けた方が、それが可能だという想定ですか。日本語学習支援者研修の教育内容は、どちらかというとな大人のことしか考えていなかったのではないのでしょうか。

### ○石井委員

加えて、文化庁から出すとすると、学齢期に限った話では全くないですね。もちろん、かなり低年齢だと親子で参加するという単位になるかもしれませんが、学齢前の子供たちに、学校生活に慣れていくということも含めた日本語指導として色々なことをやっている現状を考えると、「児童生徒等」という言い方自体が、学齢以上しか見ていないようなイメージになってしまわないかと気になりました。

### ○増田日本語教育専門職

そうならないように、御説明としては、本報告の課題の(2)活動分野別の課題の③児童生徒等に対する日本語教育において、保護者とともに就学前の子供も含むという整理をさせていただいております。「子供」という言葉をなかなか使いにくいところがあるので、そういった形にさせていただいていますが、石井委員の御指摘は「子供」にした方が分かりやすいのではないかと御意見ですね。

### ○石井委員

そうですね。「児童生徒」という言葉自体、一度そう説明されていても、全員が報告書の一番最初から丁寧に読んでいないと想定すると、この日本語学習支援者はどういうことを行う、どういう人たちなのかという、この整理から入ってくるというケースは十分ありますね。そういうところで、この例は大丈夫なのでしょうか。

### ○増田日本語教育専門職

ただ、この報告における「児童生徒等」の用語の定義を10ページの一番上にさせていただいてまして、一つの報告書の中に「児童生徒等」が出てきたり「子供」が出てきたりするということも読み手にとってどうなのかということもあると思います。「児童生徒等には就学前の子供を含む」と定義をした上で、脚注に「児童生徒等の中には就学前の子供も対象とする」と書かせていただくなどの説明の追記は可能だと思います。

金田委員が御指摘くださったのは、子供に対する指導を行う者にとっての専門性というものを、日本語教員【初任】として、この報告では議論を頂いたことを踏まえて、日本語学習支援者のところに、あえて子供を入れるとするのが良いのかどうかということですね。

### ○金田委員

はい。

### ○伊東主査

そこは確かにそうですね。思いきって、この例2を取るという選択もあるのかと思いましたが、いかがでしょうか。

### ○金田委員

例2を残す必要があるのではないかとということも分かります。この「児童生徒等」には、義務

教育年齢を超えた方や未成年も含まれており、その人たちの様々な支援が地域によって行われている実態があります。義務教育を終えたものの行き場がなく、日本語が十分でないため高校に進学できず、キャリアを進めていく上で困難な状況の方たちへの支援は、日本語教育の専門性を持った人ももちろん関わりますが、それ以外の受験や教科に関する学習支援も地域の教室では行われてはいますね。

それをどうするかという議論は必要だとは思いますが、児童生徒に焦点を当てるというよりは、もう少し幅を広く、義務教育年齢の子供のことばかりではないという表現の例示にしておいたらどうかと思いました。

#### ○伊東主査

分かりました。このことに関しては、もう少し考えていただいて、御意見については後ほどメール等で事務局まで送っていただきたいと思います。時間も限られておりますので、幅広く御意見をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

#### ○鈴木委員

11ページの活動分野の丸2、「海外」の記述について申し上げます。最初に日系人に対する継承語としての日本語教育が出てくるのですが、学習者数の割合を考えた場合、ほぼ大部分が、海外の初等・中等・高等教育機関において外国語の教科として日本語を学ぶ学生です。その次が、民間日本語教育機関やコミュニティースクールなどで日本語・日本文化を学ぶ者で、3番目に継承語、4番目に企業等で働いている者あるいは就労を希望する者、5番目に日本への留学を目指す者となっていますので、そのような順にはいかがでしょうか。

#### ○伊東主査

それはその方がいいですね。学習者数という考え方で、ここは技術的に問題ありませんね。

#### ○増田日本語教育専門職

はい。その通りに修正させていただきます。ありがとうございます。

#### ○松岡委員

13ページの(3)の表題に、「日本語教育人材の役割に応じて求められる専門性等」とありますが、養成ではまだ役割を担っている感じがしないため、この「役割に応じて」に少し違和感があります。

#### ○伊東主査

例えば、「日本語教育人材の専門性等」でしょうか。

#### ○松岡委員

「に求められる」があってもいいですね。

#### ○伊東主査

「日本語教育人材に求められる専門性等」で、どうでしょうか。

#### ○増田日本語教育専門職

はい。11ページ下に、日本語教育人材の役割として三つに整理いただきまして、①日本語教員、②日本語教育コーディネーター、③日本語学習支援者と分けております。松岡委員からの御指摘もあるように、「専門性」と言い切れない部分もあるので「等」を付けております。「等」

では読めないというところがあれば、もう少し検討したいと思います。ここに書いてあるものは資質・能力なのですが、資質・能力は次の章に出てくることから、ここでは「専門性」という言葉を使っております。

○伊東主査

「役割に応じて」、この言葉はあった方がいいですか。

○金田委員

役割は、丸1、丸2、丸3ですね。

○増田日本語教育専門職

はい。

○金田委員

丸1だけ段階が入っているから、分かりにくいということですね。

○川端委員

一つ前のバージョンでは、「役割・段階に応じて」ということでしたが、それに戻してはいかがですか。

○金田委員

「役割・段階」で良いように思います。

○増田日本語教育専門職

「役割・段階に応じて求められる専門性等」ですね。

○伊東主査

はい。役割として、①日本語教員、②日本語教育コーディネーター、③日本語学習支援者。①の日本語教員の段階として、養成、初任、中堅ということですね。

○増田日本語教育専門職

はい、そのように修正させていただきます。

○金田委員

12ページの段階の中堅・初任には、経験年数等が書いてあります。その中堅に関してですが、指導経験2,400単位時間以上とあり、3年から5年程度とあるのですが、例えば3年といった場合、1年で800単位時間となります。それが果たして可能なのか疑問に思いました。時間と年数のどちらを重視するべきか分からなかったのですが、2,400単位時間以上の指導経験が重要なのか、3年という数字が問題なのか、いかがでしょうか。

○加藤副主査

800単位時間というと、週20時間として年間、休みを入れてほぼ毎日ということになります。

○戸田委員

はい。実際にそのぐらいはやっていますね。

○金田委員

夏休みも正月休みもないということですね。

○増田日本語教育専門職

時間数と年数の両方が入っているのは、例えば週1，2回だけ教えられている方もいらっしゃるため、年数だけでは経験の説明として不足ではないかということで、時間と年数を併記することとなった経緯がございます。

実際に、フルタイムで勤務する常勤教員の場合、日本語教育機関でも教員養成でも800時間という方はいらっしゃいます。日本語教師を生業としていらっしゃる方で、専任や常勤では十分あり得るのではないかと考えております。常勤教員が授業だけ担当することが必ずしも望ましい勤務体制であるとは思っておりませんが、現実的にはあると考えております。

○戸田委員

私どもの機関でも、フルタイムではありませんが、年間500時間程度は実際に授業を担当していますので、それ以上ということはあると思います。800は多いかもしれませんが。

○金田委員

学習者が年間800，900時間の授業を受けていると思うのですが、それとほぼ同じ時間、教師が教えているのが実態なのでしょうか。

○神吉委員

ただ、教育経験3年で中堅と呼ばれるぐらいの方であれば、それぐらいやっていないと厳しいのではないかと捉え方はどうですか。3年やっていても、中堅というには少ないということもありますね。

○金田委員

いえ、私が思ったのは、経験年数を初任の0から3年、中堅の3から5年と数字としてつなげたい気持ちは分からないでもないのですが、例えば、3年を4年にできないのかと思ったということです。

○伊東主査

その辺りは、この「程度」という記載に含まれると御理解いただきたいという気はしますね。

○松岡委員

2,400単位時間とはどういう根拠で出てきた数字ですか。前回、聞こうと思って忘れていました。

○増田日本語教育専門職

年800時間のフルタイムで3年間教えた場合の時間数として算出しました。勤務としては、午前・午後あるいはそのいずれか、他校との掛け持ちなど多様なですが、経験年数・時間数は最低基準として考えていますので、3年を経過した教員が必ず研修をしなければならないということではなく、4年かけても5年かけても良いのですが、2,400単位時間を目安として提示しております。

中堅で3から5年にしているのは、法務省告示の日本語教育機関の主任教員の要件として常勤3年以上としているためです。

### ○伊東主査

そことの整合性があるのですね。

### ○加藤副主査

午前・午後になるのでしょうか。2,400時間を3年とすると、1年は800時間ですね。例えば日本語教育機関で800時間という場合、午前4時間または午後4時間を月火水木金という計算で、年末年始などの休暇を入れるならば午前・午後の日があるかもしれませんが、毎日とすると、1日4単位時間ではないかと思います。

賛同するところとして、告示基準に主任教員の要件として常勤3年があるということが一つですが、週1回しか指導しない方が3年で要件を満たすというのは明らかに認めがたいわけですから、中堅という意味合いから考えても、30年の経験者がいる中で、これぐらいの時間数を経験した人が中堅と呼ばれてしかるべきだと思います。確かに多いようには見えますが、それぐらいやって初めて、経験3年でも中堅と呼んでもらえるという解釈だろうと理解しました。

### ○神吉委員

算出基準としてフルタイムでとのことですが、教員は朝から晩まで授業に入っているということ自体が異常なことで、準備はいつやるのか。教材開発など、その学校の中でも協働して行う場合や、個人としての作業など色々あると思います。授業を朝から晩まで埋めて1週間やったら、人間としてもたない状況になります。そういう意味で、真っ当な日本語教師の在り方としては、何か授業で1週間が埋まっているというような話はもともとおかしいと思います。

### ○増田日本語教育専門職

先程申し上げた800時間の計算方法が間違っておりまして、申し訳ありません。午前だけあるいは午後だけ授業を担当しても年間800時間となります。午前に授業をして、午後は授業の準備や採点をしたり、校務を行うということです。午前・午後授業が週5日ということではありません。失礼いたしました。

### ○北村専門職

1日4単位時間です。

### ○加藤副主査

それで週20単位時間というペースですね。

### ○増田日本語教育専門職

はい、年間で休日を含まなければ960単位時間になります。

### ○加藤副主査

休みが入るので、800時間ということですね。

### ○伊東主査

それでは、これについては提案のままでいいですね。

### ○松岡委員

15ページの「役割・段階・活動分野ごとの日本語教育人材に求められる資質・能力」の上段に、「日本語学習支援に携わる者が身に付けておくことが望まれる」と、かなり配慮して記載い

ただいたかと思うのですが、(3)のタイトルは「求められる」となっているので、気になりました。上の文章のところでは、文章の最後の段落では、「日本語学習支援に携わる者が身に付けておくことが望まれる資質・能力を表8に示す。」とありますので、「望まれる」ではいかがでしょうか。

○伊東主査

ここは統一しますか。

○増田日本語教育専門職

はい。日本語教育人材に求められる資質・能力の15ページの中ほどの日本語学習支援者については、事務局としては、身に付けることが望まれるというニュアンスなのだとお伝えたく、この部分がかみ砕いて書かせていただいたところです。表記は上下で統一いたします。

○戸田委員

2,400単位時間という中堅の考え方ですが、時間数については、それほど違和感はなかったのですが、機関に属しているという点について意見を申し上げます。フリーランスと言いますか、非常勤として勤めている方々の中堅としての立場をどのように考えるのか伺いたいと思いました。想定されているのが、あくまでも一機関に属して、じっくりと授業をしている方、それが一番望ましいことだと思いますが、そうではなく、非常勤としてキャリアを重ねている場合も、それぞれの時間数が、実績として、2,400時間が認められるのかどうか気になりました。

○伊東主査

ここは専任であろうが非常勤であろうが問われることはないとは私は理解しておりました。

○戸田委員

分かりました。

○伊東主査

それでは、一旦Ⅰ章とⅡ章はここまでとしまして、次に、「Ⅲ 日本語教育人材の養成・研修の在り方について」御審議を頂きたいと思います。25ページから73ページに当たる部分です。ここについては、今回新たに教育実習について示されておりますが、教育実習部分については初めてお示しするため、調査結果と併せて後ほど御議論いただきたいと思います。

こちらについて、示し方なども含めて、御意見、コメント、お願いしたいと思います。

○三枝委員

事前に送っていただいた資料と内容的には大きく違ってないと思いますが、22ページ表7「地域日本語教育コーディネーターに求められる資質・能力」の「技能」の部分です。(1)に「地域日本語教育の体制整備に向けて、現状把握・課題設定をし、課題解決のための取組を計画的に実施することができる」とあり、Plan・Doまで入っています。(2)「地方自治体や所属機関の方針、地域のニーズを把握し、適切な日本教育プログラムをデザインする」という、Plan部分だけ書かれています。(7)「多様な機関と連携・協力し日本語学習者の学びや日本語教育を通じた社会参加を促進するための活動をデザインする」ことができるとあります。

それと「地域日本語教育コーディネーター研修の教育課程編成の目安」の最後を見てください。

○伊東主査

72,73ページ「教育課程編成の目安」の表11という資料ですね。

### ○三枝委員

73ページの④では、きちんとPlan-Do-SeeというCheckをしてActionをするという仕組み、いわゆるPDCAサイクルが全て書かれています。本来的に目指すべきところはここだと思います。この内容と、今申し上げた22ページの「日本語教育コーディネーターに求められる資質・能力」は、どこがPlanで、どこがDoでということが全部示されていないように見えます。最終的には、内省をして新たな改善点を見付け出していくというのが大きな目的だろうと思いますので、教育課程編成の目安とリンクした示し方に改善ができないものかと感じた次第です。

### ○増田日本語教育専門職

御指摘いただきましたPDCAサイクルの部分は、コーディネーターにとって非常に重要な資質・能力であると我々も考えておりまして、(3)に「日本語教育プログラムの策定・実施・点検・改善」と一つずつ入れております。

### ○三枝委員

ここで全体を網羅しているという理解でよろしいのですか。

### ○増田日本語教育専門職

そのようなつもりで記載させていただきました。しかし、一つずつ計画したり、デザインするというのも大切なので、そこも明示的に入れ込みたくて重複してしまったところがあります。

### ○三枝委員

個別に全部書いてあるということですね。なるほど、そう言っていただけると確実に理解できると思いますが、見た方がどう感じるかというのが気になったところです。行政としては特にその当たりの整合性を気にすると思います。

### ○増田日本語教育専門職

はい。ありがとうございます。

### ○伊東主査

33ページの養成の教育内容に示された「必須の教育内容」について、全体として58ありますが、少々項目が多いということで意見がありました。このことに関しても御意見いただきたいと思っております。

### ○川端委員

33ページについても後ほど発言いたします。その前に25ページの「日本語教育人材の役割・段階・活動分野に応じた養成・研修のイメージ図」ですが、養成が日本語教員になっていないように見えるのは、ミスですね。

### ○増田日本語教育専門職

いえ、あえてです。

### ○川端委員

あえてですか。今までの整理では、日本語教員の養成段階も、日本語教員の中に入れていきますよね。26ページ、31ページでも、日本語教員の中に養成・初任・中堅とあります。この25

ページのイメージ図で意味付けをしても、分かりづらいと思います。

○増田日本語教育専門職

養成を修了していない方は、日本語教員とは呼べないだろうと考えております。養成を終えた方から日本語教員として整理をする必要があるために、25ページの下の表では、修了したところから色付けをしております。あくまで養成は、日本語教員として必要とされる教育内容を示す必要があることから、日本語教員を目指す方を養成という段階に位置づけて呼んでおります。

○川端委員

今更ながら分かりづらいですね。12ページ、13ページとも矛盾します。

○増田日本語教育専門職

矛盾しないように、養成には「日本語教員を目指す者」と書かせていただいているのですが、川端委員の御指摘の意図としては、養成で学んでいる人も日本語教員とみなされるべきということでしょうか。

○川端委員

12ページは、そうみなしていますよね。13ページは養成を終わった人ですね。12ページでは、「目指す者」ですが、日本語教員に入っていますね。日本語教員については、その段階に応じて区分し整理したので、養成が入っていますね。

○増田日本語教育専門職

以前は、養成の説明の下に米印※を付けて、「養成講座を修了した者を日本語教員という」と記載しておりましたが、削除させていただいています。

○川端委員

そうですね。それがあつたときは分かりやすかったと思いますが、25ページのイメージ図は分かりづらいと思います。

○神吉委員

グラデーションをどう付けるかですね。実態として、教員と呼ぶかどうかという問題もありますが、この報告書内の整合性としては、今、川端委員がおっしゃったように、日本語教員ということで養成・初任・中堅という分け方をしているので、その記述の整合性の観点から分かりづらいのではないかと思います。更に、実態がどうかというところは併せて考えなければいけないと思います。

○伊東主査

ここは検討させてもらいましょう。色々やってみて、見やすい方向ということでもいいですか。

○川端委員

はい。

○伊東主査

どこまで帯を伸ばすか伸ばさないかということですね。

○川端委員

続いて、33ページの「必須の教育内容」が58項目ということです。私は58という数が多いか少ないのかは判断しかねますが、多いからまとめた方がいいという前提に立った話ではなく、項目を見ていくと、例えば言語と教育の(25)「ニーズ分析」ですが、これは(27)「コースデザイン」に含まれる内容だと思いますので、「ニーズ分析」はなくてもいいと思います。

それから、(31)「教育実習」と(32)「授業計画」は、「授業計画・教育実習」とまとめて良いと思います。授業計画だけをやって、教育実習に入るというわけではなく、授業計画と教育実習とは行ったり来たりするものだと思いますので、つなげられると思います。

(34)「自己点検」と(35)「授業分析」ですが、授業分析をするということは、自分の授業も分析し、ほかの人の授業も分析するわけで、その上で自己点検をするという流れができると思いますので、ここも「授業分析・自己点検」とできると思います。それから、自己点検に能力を付ける必要があるでしょうか。

#### ○伊東主査

なるほど、そうですね。

#### ○川端委員

自己点検をするための知識もちろんあるでしょう。

#### ○伊東主査

行為ということですね。

#### ○川端委員

はい。「授業分析・自己点検」とまとめられると思いました。それから、一番右の列の「その他の教育内容の例」ですが、平成12年教育内容の表で言うと「内容」の部分が、これに当たると思います。その「内容」の中から特に必須としたものが「必須の教育内容」にピックアップされていますので、「必須の教育内容」と「その他の教育内容の例」というのは、もともとレベルが同じもののはずです。

今は、委員や調査協力団体の御意見が加わったことで細かい要素が入っています。例えば、「社会・文化・地域」の一番上、「歴史、文明、教育、哲学、日本事情」とあるところは、これは左側の「必須の教育内容」と同じレベルですが、「グローバル社会」から以降は、以前の表ではキーワードという下位分類に入っていた要素になると思います。どれが以前のもので、どれが新しいのかという観点と、大きなレベル、その下のレベルということで色分けしていくと多い区分と少ない区分が出てきます。

教育の「⑩言語教育法・実習」の「その他の教育内容の例」, 「学習者情報」から始まる場所ですが、ここは「学習者情報、教育環境、教育情報、教室活動」と、それ以降の「協働学習」は、レベルが違います。

教育内容の例を示しつつ、その下位分類で挙げられるのであれば、それは便利ですから、挙がっていて良いと思います。レベルの違いについては、この枠の中でスラッシュで区切ったり、点線で区切るのが良いかもしれませんが、少なくとも分けて示すということが必要です。分けて示した上で、細かいものがほとんど入っていない区分もあります。

例えば「⑪異文化間教育とコミュニケーション教育」は、「フォーリナートーク」から上と「フォーリナートーク」は明らかにレベルが違います。「フォーリナートーク」しか入っていません。必要な概念だとは思いますが、なぜ「フォーリナートーク」だけなのか。数をそろえて、項目と例で分けて示すことができるのであれば、その方がいいと思いますし、そうでないのであれば、下のレベルのものは示さなくて良いと思います。

### ○伊東主査

このことに関しては、作業でアンケート調査のことも踏まえて、新たに追加したと思いますが、今の川端委員の意見を踏まえて、どうですか。

### ○増田日本語教育専門職

事務局としましては、今回出てきた新しいものについては、下位分類、キーワードのレベルでもお示した方がいいのではないかと考えています。段階を分けて示すことができれば、現場の方々にとって、特にカリキュラムを作る方が日本語教育の専門性が高い方ばかりではないという現実もあるようですので、できれば項目を段階別に分けて出せたらと考えてはおります。

### ○金田委員

確認したいのですが、レベルが違うものが「その他」に全部入っているということについて、私も気になっています。細かいキーワードレベルのものに関して言うと、そもそも「必須の教育内容」で挙がるべきキーワードは、必ずしも「その他」には入ってはいないわけですね。入っている場合もありますが、そこはどう整理するのでしょうか。

### ○増田日本語教育専門職

「必須の教育内容」のキーワードが、「その他の教育内容」に入ってしまったということでしょうか。

### ○金田委員

入っている場合と入っていない場合があるということです。その場合、判断が難しくなってしまうかと思います。確かに助けにもなりますが、必須の教育内容で扱うべきキーワードが出ていないとするならば、必須の教育内容で扱うキーワードは重要性が低いように見えてしまうと思います。「その他の項目」にキーワードとして挙がっているものの方が、「その他」とはいえ、明示されることで重要性が増しているように見えてしまう可能性があるのではないのでしょうか。

ですから、少し整理をしながら、段階制を分けたとしても、キーワードレベルのものを「その他の項目」に関するキーワードだけを挙げることは、避けておいた方が良くと思います。

もしキーワードが大事であり、その方が教えるときには助けになる、カリキュラム編成のときには便利だということであれば、「必須の教育内容」にも、扱うべきキーワードを出しておかないといけないのではないのでしょうか。そのような作業をこれからできるのかという気はしますが。

### ○石井委員

固有名詞が入っている点も気になっています。

### ○増田日本語教育専門職

そうしますと、現実的なところで、「その他の教育内容」は示さない方がいいのでしょうか。

### ○伊東主査

そういう方法もありますね。

### ○増田日本語教育専門職

わかりました。「必須の教育内容」だけでは、教育内容を編成される方が十分な養成の専門家でない場合、分かりにくい部分もあるかと思っておりますので、実際にカリキュラムを策定される方向へのガイドは必要になると考えております。「その他の教育内容」については、来年度以降、そのガイド、指導要領のようなものを作る際に、再度検討することとして、今回は除くということ

にさせていただきたいと思います。

○川端委員

「その他の教育内容の例」は、今あるので示せると思います。問題は、その下のレベルの中に、「その他の教育内容」の下位分類に入るものと、「必須の教育内容」の下位分類に入るものが混在しているということですね。

「必須の教育内容」と「その他の教育内容」を合わせたものが大きな全体像になっています。必須の下位分類とその他の下位分類というのを分けて示せないのであれば、今はやめておいた方がいいでしょうね。

○伊東主査

確認ですが、ここには調査結果として挙げられた項目も入れているのですね。

○増田日本語教育専門職

はい。

○伊東主査

それでは、申し訳ないのですが、今のような混乱を招くので、今回は保留にして、ここには載せないという対応にしましょう。

○増田日本語教育専門職

はい。平成12年教育内容のうち、「必須の教育内容」から外れたものだけを掲載するというところでよろしいでしょうか。

○伊東主査

その方が良いでしょう。そうでないと、仕分ける作業が発生しますね。

○増田日本語教育専門職

はい。現段階では、それで意見募集をさせていただきたいと思います。ただ、キーワードではなく、十分「その他の教育内容」に盛り込むべきものとして、委員から挙げていただいた教育内容は残せたらと思っております。調査で出てきたものは除きます。

○川端委員

それはできるのではないのでしょうか。

○伊東主査

そうしましょう。委員から出てきたものは載せる形で整理させてもらうということによろしいですか。

○増田日本語教育専門職

はい。それで一旦委員の皆様に見ていただいて、それから意見募集を行いたいと思います。

○伊東主査

そうしましょう。

○金田委員

先ほど川端委員が「必須の教育内容」の項目の整理について御意見をおっしゃっていたので、それについて意見を述べたいのですが、「コースデザイン」の中に「ニーズ分析」が含まれるので「ニーズ分析」を出す必要がないというのは、私もそう思います。

ただ、31、32の「教育実習」「授業計画」に関して言うと、教育実習という授業の枠組み以外で授業計画の課題を行うことはあると思うのですね。実際にそういう科目名が幾つかありまして、「教育課程編成の目安」でも「授業計画」は切り離れた形で、実習に項目として出ていますし、日本語教育演習といった科目の中に「授業計画」という項目を入れていることもあるので、合体させるのが難しい部分があるかと思いました。

#### ○伊東主査

現場サイドとしては、ということですね。

#### ○金田委員

はい。実は「自己点検能力」「授業分析」も同じで、必ずしも授業の分析を行うことで自己点検するというだけでもないので、分離させた形で目安が構成されています。

#### ○伊東主査

数を減らすという場合、難しいところですね。

#### ○神吉委員

⑩言語教育法・実習ですが、(23)「実践的知識・能力」は、この下の記載の全部を示しているような項目であり、階層的にどうかと思いました。(24)以降を記載するのであれば、(23)は思いきって削ってしまってもいいと思います。

#### ○伊東主査

はい。わかりました。それでは、ここからは本日初めてお示しする教育実習についても、御意見いただきたいと思います。34ページ、35ページです。教育実習について、調査結果の報告も含めて事務局から説明をお願いします。

#### ○増田日本語教育専門職

まず調査結果につきまして、専門職の北村から御説明をさせていただきます。

#### ○北村日本語教育専門職

34ページ、35ページに関連して、日本語教員の養成プログラムにおける教育実習に関して調査いたしましたので、御説明させていただきます。お手元に配布しております参考資料1「平成29年度日本語教育総合調査「日本語教員養成プログラム及び教育実習内容等に関するヒアリング調査結果(概要)」」を御覧ください。この調査は、「日本語教育総合調査」という文化庁にございます調査の枠組みを活用し実施いたしました。アンケート調査とヒアリング調査を実施しており、前々回の9月25日に開催されました日本語教育小委員会でも御報告しております。

概要を簡単に御説明いたします。平成29年度の日本語教育総合調査では、イノベーション・デザイン&テクノロジー株式会社へ委託いたしまして、日本語教員の養成・研修実施機関で行われております教育実習、そして現職者研修の現状を把握することを目的として、調査研究を行ってきました。その過程で、本小委員会の委員でもある加藤委員、そして川端委員にも、この調査の有識者会議のメンバーに加わっていただいて、アンケート調査及びヒアリングを実施し、現在、教育実習のモデルプログラム案を検討してきました。

前々回の日本語教育小委員会でも、そのアンケート調査結果の部分のみ中間報告として御報告

いたしました。その後、そのアンケート調査の中からヒアリングの対象の機関を選定し、ヒアリング調査を行いましたので、その結果及びそれらを基にした教育実習のモデルプログラムについても報告案が取りまとめたところです。その報告案が、今、お配りしております参考資料1となっていますので、御説明させていただきます。

まず、参考資料1の2ページ「1. 調査の概要」を御覧ください。アンケート調査の後、更に詳細な教育実習、そして現職者研修の実態把握を目的としてヒアリング調査を、教育実習の実施団体である5団体、大学が三つ、日本語教員養成・研修、420時間の研修を実施されているところを中心に二つ、計5団体に対して実施いたしました。さらに、現職者研修については、4団体を選定いたしましてヒアリングを行ったところです。

参考資料1の3～13ページ目までが、具体的なヒアリングの報告になっています。併せて御覧ください。ヒアリング調査の実施については、加藤委員御所属のインターカルト日本語学校をはじめ、傍聴にいらしていらっしゃる団体様も含めまして9団体に御協力いただきました。この場をお借りしましてお礼申し上げます。

また、本調査では、教育実習部分について、日本語教員養成における教育実習モデルプログラム案を取りまとめていますが、その案が、ヒアリング調査報告の13ページ以降に続きます、縦の1～4ページでございます。横の資料が13ページ分ありまして、その後に、A4縦の1～4ページの資料があります。そちらを御覧ください。

まず、こちらでは、1として「教育実習に必要な要素と養成されるべき能力等」をまとめております。ここでは、アンケート調査、そして先ほど御説明をいたしましたヒアリング調査を参考に、教育実習に盛り込まれるべき構成要素を抽出しており、その要素の中で、養成されるべき能力を更に記載しています。

また、2ページ以降には、これらの構成要素及び教育実習全体を実施する上での留意点として、各要素について、留意点数項目を挙げさせていただいております。

最後に4ページを御覧ください。これまでに御説明いたしました教育実習の構成要素を実施する上での実習内容と実習の単位時間数の例を、「3. 教育実習プログラム」として記載しております。こちらは、大学・日本語教員養成研修実施機関の双方に活用していただけるよう、あくまで例として提示するものです。実際には、こちらを参考に、実施機関の状況に応じて、御自身の団体に合った編成を行っていただくことを想定しています。

以上が、教育実習に関する日本語教育総合調査の報告です。

## ○小松日本語教育専門官

引き続き、報告案の34ページ、35ページについて、簡単に御説明をさせていただきます。今回の調査の結果を踏まえまして、今回の報告案に盛り込む実習内容につきましては、34ページ、35ページに記載のとおりでございますが、まず、日本語教員の養成に当たっての教育実習というのは、日本語学習者を想定して行う実際の指導、それに関連する授業ということとした上で、丸1から丸6を指導項目として御提示させていただいております。

今回、教育課程編成の目安としてお示しするわけですが、教育実習に関しては、総合調査でお示しいただいた時間数は、トータルで100時間と、若干多めになっていますので、ここではあえて時間までお示しすることはせずに、この指導項目として1から6まで、それから実際に行う実習の内容を例として記載するということに留めております。

その実習の内容につきましては、表の下に記載していますが、これ以外にも、評価であるとか、テストや課題の作成、そういったものも実践的な内容として取り入れられるということも考えられるということを記載しております。

また、教壇実習におきましては、実際に日本語を母語としていない者を対象として指導を行うことが望ましいと。特に、今、日本語を学習されている方を対象にできれば更に良いということに記載しております。

それから、実際の教育実習の対象者については、様々な言語や国籍、多様な背景といったものも考慮した選定を行っていただくということも想定されております。

また、クラス編成については、グループや個別指導、様々な形態がありますが、法務省告示の日本語教育機関を想定される場合については、5名から20名程度のクラスの形態ということが重要であるということをお求めているところでございます。以上でございます。

**○伊東主査**

ありがとうございます。質問も含めて御意見を頂きたいと思っております。これは今日、皆さん初めて御覧になりますので、御意見、御質問ともにお受けしたいと思っております。お願いいたします。

**○加藤副主査**

確認ですが、最初に北村専門職が説明してくださった調査結果は時間数が入っていますが、この報告書には入らないということですね。この調査結果の内容は公表されますか。

**○北村日本語教育専門職**

はい。この総合調査の報告には、時間数は入ります。

**○加藤副主査**

今後新たに養成講座を作る機関・団体や、大学等の既に養成を実施している機関にも、参考にさせていただけるような時間数の目安は、本報告には出てこないということになるのでしょうか。

**○北村日本語教育専門職**

ただ、既に教育課程編成の目安では提示しておりますので、その細かい内訳までは出す必要はないのではないかとということです。

**○加藤副主査**

分かりました。もう1点、法務省告示日本語教育機関の教員の要件を満たす研修を想定する場合は、マンツーマンの実習形態だけでは不十分であるという意味で、ここに人数を示していると思っております。5人から最大20人と決められているので、それ以上はないと思っておりますが、反対に、この5人という数字は、どこから出てきた数字なのでしょうか。

**○小松日本語教育専門官**

これは、現在、420単位時間の日本語教員養成研修の届出の受理をしていますが、その際には、実習のクラス編成として最低5名以上で実施いただくよう、指導をさせていただいているということがございます。

**○加藤副主査**

そうですね。

**○増田日本語教育専門職**

当然5名では少ないと思っております。

**○加藤副主査**

理解できました。

**○伊東主査**

ありがとうございます。ほかにいかがでしょう。

#### ○金田委員

参考資料の位置付けが、まだ十分に分かっていないところ、あえてお伺いするのですが、この調査結果自体は報告書の中に組み込まれるものではなく、参考にすべきという捉え方はしないということでしょうか。

#### ○北村日本語教育専門職

今回、教育実習を日本語教育総合調査で取り上げました理由としては、この日本語教育小委員会での議論にお役立ていただくということも目的の一つです。この総合調査の報告を受けて御議論いただいたものが、更に各大学や各研修実施機関で検討される基になると考えています。そのため、この報告は、ここでの議論の御参考ということで扱っていただければと考えております。

#### ○金田委員

「教育課程編成の目安」のところに、教育実習に関しては別途記載という文言がありました。今でもあの文言は消えていますか。

#### ○小松日本語教育専門官

残っています。33ページ、A3の資料に朱書きで「詳細は34ページ参照」ということで記載しています。

#### ○金田委員

つまり、教育実習に関しては、34ページに示されている程度で留まったということですね。

#### ○小松日本語教育専門官

そうです。

#### ○金田委員

分かりました。それを理解した上で、参考資料の4ページに、様々な点に関する留意点が並べられているのですが、これも参考程度という位置付けになりますか。

(9)のア、イ、ウとあるのですが、イのところに費用のことが書いてあります。私が属している大学でも日本語教育機関に、実習の受入れをお願いするということがあります。率直に申し上げまして、費用というほどの対応はできていません。そのことで、ほかの大学からも、どのようにしているのか聞かれることがあります。

その問いにはありのままをお答えしているのですが、イの3行というのは、どのように理解したらいいのでしょうか。これがあることは、どういうことを文化庁としては期待しているのかをお伺いしたいと思います。

#### ○北村日本語教育専門職

ここは、「費用についても関係者間で協議し合意の下で」と書いています。話し合わずに話が進んでいってしまうこともあるようですので、費用だけでなく、こういう条件でやるということをお話し合って実施するという意味です。幾らでやるということであれば、金額についても合意をするということでしょうが、実習実施機関の社会貢献という意味も込めて無料でやるということであれば、話し合いの下、合意の上、実施した方が良いという意味です。

#### ○加藤副主査

調査委員の立場から補足してもいいでしょうか。主に大学の教育実習を受ける場としては、日本語教育機関や地域の日本語教育の場もあります。そういうところが大学等から実習を受ける際に、一般の公教育の国語や数学や英語などは、教育実習を受けると人材が循環するわけですね。卒業生が来て、その人たちが教員となり、巡り巡って、その教え子たちが来るというような形です。日本語教育機関や地域の日本語教育の場合は、外国人たちが来るというところで、全く違うわけですね。受ける側の社会貢献というのも一つかもしれませんが、大学の学生さんを受け入れた日本語教育機関や地域の日本語教育の場では、それなりの時間も人材も使って指導しています。それに対して、現状として一方的な要請というイメージがあるということは日本語教育機関や地域の日本語教育の場からの声として上がっておりますので、この文言を入れたという流れだったと記憶しております。

#### ○小松日本語教育専門官

そもそもこの調査の結果については、これは委託事業で、民間のシンクタンクにお願いしているという位置付けでございますので、必ずしもこの調査結果に現場の方々が縛られる必要はないのが基本的なスタンスだろうと考えておりますが、調査結果としてこう書くことによって、もし現場に混乱を招く恐れがあるのであるならば、文言等については検討の余地があるのかと思っております。

#### ○加藤副主査

小委員会の報告案に今回の総合調査の報告が入る違和感は分かります。入れるかどうかは別として、留意点などには実際の課題としてアンケート調査やヒアリングから上がってきたものが出ているわけです。それが調査結果報告で終わってしまうのでしょうか。本来、このようなことを留意点として教育実習を組み立ててほしいというものを示しているわけですが、今回の調査結果が報告案の34ページと35ページの頭5行で終わってしまうというのは、特にこれから新しい教育実習をしようとしている教育機関にとっては、全くもって指針となるものがないということになってしまわないでしょうか。

先ほど増田専門職がおっしゃったように、来年以降新たなマニュアルをお作りになる際に、内容はもう一度精査するとして、今後教育実習を含む教育課程を編成される方や、既に日本語教員の養成課程を実施している機関や大学に関しても、実習の在り方についてももう一度見直すということが必要になると思います。その際、この調査の報告も一つの参考としていただけるようにしていただきたいと思います。この調査報告は、一度配られて終わりとするような調査ではなかったはずですね。

#### ○伊東主査

ありがとうございます。今回ではなくとも、今後、各養成機関が教育実習の在り方を考えるときに、この調査結果をどう生かしていくかということを書き留めておきたいということでもいいですか。

#### ○戸田委員

養成、現職者、海外の日本語教師の教育実習に関して調査を行い、34ページの表ができ上がっていると思うのですが、それぞれの特徴で浮かび上がった項目はないだろうかと思いましたが。全体の調査結果を踏まえて、この概要ができたとおっしゃいましたが、現職者に対する実習と、海外の日本語教師に対する実習では、異なる特徴が浮かび上がってきているのではないかと思います。大きい表でまとめられているのは、せっかく調査を実施したのに何かもったいないように思いました。

### ○小松日本語教育専門官

今回調査させていただいていた内容の中心は、日本語教員の養成における教育実習でございますので、現職者の部分については今回の報告書に反映させる対象になっておりません。あくまでもここは養成の部分の実習に限定してお考えいただければと思います。

### ○戸田委員

調査は三つのタイプがありますが、報告案に載せたのは、あくまでも養成ということですね。

### ○増田日本語教育専門職

はい。養成の教育実習に必要な指導内容の参考とするために、モデルカリキュラム案を策定いただく調査を実施いただきました。現職日本語教員の研修については、今回はモデルカリキュラムをお示しすることはしておりません。また、総合調査の結果報告は別途報告書の形で頂くこととなっております。本日は、初めて教育実習の指導内容をお示ししましたので、調査結果に基づき、実習の部分の記載内容が適当かについて御意見を頂きたいと思っております。

### ○戸田委員

よく分かります。ただ、現職者に対する教育実習から見えてくるもので、報告案に盛り込むということはないということですね。

### ○増田日本語教育専門職

今回の報告案では、養成における教育実習に限定しており、初任・中堅という現職者に対する研修における教育実習は必須とはしておりませんので、現時点では指導項目を今回の調査結果から報告に盛り込むということは事務局としては考えておりません。

### ○戸田委員

分かりました。

### ○伊東主査

そうですね。ほかにいかがでしょうか。

### ○川端委員

34, 35ページは、事前にこの調査から良いところ、最大公約数的な部分を持ってきたということもありますので、非常にスタンダードなものが34ページの表になっていると思います。ただ、その下に、「上記以外にも、学習者に対する評価や、テストや課題等の作成」とありますが、これは、ヒアリング調査の中で聞いたところ、ほとんど行われていませんでした。「取り入れることも考えられる」と書かれていますが、いや、上の表に入れるぐらい大事である、あるいはテストは別に考えなくて良いのかなど、この調査に携わった私としては、この点について御意見をいただき、反映できる部分はしてはどうかと思っております。

### ○石井委員

東京女子大学のヒアリングは別の教員が答えているのですが、答えようがないというのがテストの部分でした。実習のタイプとして、プロジェクト型で学校の中で、活動における様々なコミュニケーションを通じて必要な日本語を学んでいくタイプの実習では、具体的な課題が常にあり、それが達成できたかどうか、そのためにどういったサポートをするか、学習者自身が、自分はどういうことをやりたいのに、この部分に分からない、できないということがあった上で、具体的にプロジェクトを作っていくわけです。

そういう活動では、テストで学習者の力を測るというのはナンセンスで、それをやってしまつたら、一体この教室は何なのかということになります。課題とありますが、どういう意味の課題なのか、調査結果の概要を読んでも、よく分かりませんでした。もしかすると宿題のようなものかもしれません。そうだとすると明日こういう活動をするから、そのために自分でこういうものを探してきてください等の課題は当然あると思います。学習者が自分自身で何ができていないか、何を学ぶ必要があるかということ気付けるプロセスを作る過程でテストに代わる能力評価をやっているつもりです。

教育観が学校や機関で違っているので、一律の、日本が今展開している英語教育のような枠組みで全て測られてしまうと答えられないことが出てしまうと思いました。この報告書を拝見して、私自身もテストとしては実施していないというお返事ができれば良かったと思いました。

#### ○川端委員

そういうお話だと思います。この表のほかに、「養成機関の教育理念に照らして」が先にあつて、評価があつて良いし、テストをしても良いという話だと思います。石井委員のお話については、そのとおりだと思いますので、語順を変えてどのような教員を養成したいかに応じてメニューがあるということが分かると思います。テストありきに見えてしまうのはおかしいですね。

#### ○伊東主査

教育実習の定義も含めて、教育理念や目指すべき人材像に応じて多様な実習の在り方があるという意図が伝わるよう、記述する必要がありますね。

#### ○金田委員

35ページの注の14番についてです。「教壇実習のために特別に募集した者で構成する等」とあります。先ほど石井委員がおっしゃった東京女子大で行っているような実習は、このタイプなのではないかと思いますが、日本語学校等をお願いする場合は、恐らく多くの場合、学習者に関する評価活動に関わることはないということがあります。

ですので、養成機関の教育理念等に照らして実習の内容が様々変わるということは良いと思いますが、この注の14に書いてある「教壇実習を実施する機関やクラスへの影響が最小限となるようにする等の配慮が必要である。」は、日本語学校に実習をお願いしている立場からすれば、御迷惑をお掛けしていることは承知していますが、教壇実習のために別途人を集めるなりクラスを作ることの方が奨励されているかのように読めます。もちろん通常クラスへの影響を少なくすることについては色々な形で努力をしなくてはならないというのは理解しておりますが、このように書かれてしまうと少し困りますね。

#### ○伊東主査

そうですね。大学側が肩身が狭いという感じがしますね。

#### ○金田委員

教育機関の互いの関係の中で、教壇実習は日本語学校等にとって負担になるかもしれないが、良いこともあるという方向で協力関係を築いていきたいと思っています。ベテランの先生方のような授業はもちろんですし、一コマの授業を担当させていただくために、担当して下さる先生にはかなりの御迷惑をお掛けし、学習者さんにも御迷惑をお掛けするのですが、同世代の学生が2週間いるという良さもあると思っています。必ずしも悪い影響ばかりではないと思うので、悪いことが前提と読めるような書き方を変えていただければと思いました。

### ○加藤副主査

私の記憶では、これは日本語教育機関に併設する日本語教員養成の講座等で、併設する日本語教育機関の中で、実習と称して実習生の授業がかなり行われる場合を指していると思います。大学は、恐らくおっしゃったような形で、若い方が来てくれて良い面もあると受け止められていると思います。逆に420時間の養成講座については、日本語教育機関側からすると、授業料を払って正規の先生に習っているにもかかわらず実習生が入ってくるということが授業の一つであるという場合の注意を指していると思います。その辺りの説明がないと、確かに誤解を生じると思いました。

### ○小松日本語教育専門官

ここは削除してもよろしいですか。

### ○伊東主査

書かなくてもいいように思いますね。

### ○加藤副主査

結構です。ただ、方向性として、日本語教育機関全体の問題であろうとは思いますが。ここで書かなくても、マニュアルや指導要領のようなものに、実習はこういったことに配慮して行うということが明記されればよいのではないかと思います。

### ○伊東主査

むしろ書くとすれば、「教壇実習を受け入れる機関は、将来の日本語教育の質向上を目指すために優秀な人材の育成に積極的に協力すべきだ」という意味合いで書くと、良いのではないでしょうか。

### ○加藤副主査

これは、大学機関との間の話ではないと思います。

### ○伊東主査

ここは、書かなくてもいい部分だと思いました。金田委員、いかがですか。

### ○金田委員

お互いに協力し合っということが担保されればと思います。

### ○石井委員

ただ、大学でも、主専攻で日本語教育学科に入ってきた場合と、副専攻で日本語教育の課程を履修するケースがあります。それが一緒になっていますが、実習の意味が違ってくのではないかと思います。例えば日本語学校などの日本語教育機関が養成しているコースでは、理論や座学は全員受けますが、全員が実習はできないようになっているというコースもあります。でも大学の場合は、単位を取るといったら、普通、その課程を登録した学生は最後までやるということがあります。つまり始めてから、自分が日本語教師にどのぐらい向いているかということが分かっていくわけです。

私は、大学の主専攻でない教育の役割の一つは、必ずしも教師になる人を育てるだけでなく、日本語教育をよく理解し、日本語学習者がどういう人かということが分かっている人が、企業あるいは外国人と接する際に自分で学んだことを使えるという使命もあると思います。恐らく日本語教育機関に専門家になりたいと思って勉強しに行く人たちの集団と違う役割があると思いま

す。

私自身は大学で、必ずしもプロの日本語教師だけを育成しようとしているのではなく、日本語教育のマインド、意識を持って社会に散っていく人をどれだけ多く排出するかという役割もあると思っています。

年五、六十人が課程に来て、現実として五、六十人が就職していくはずがないという世界ですから、大学と一緒にするとしたときに、実習に関しては、基準を一つにしてしまうと、教育自体に影響があるのではないかということは、どこかで申し上げたいと思っていたことです。

#### ○伊東主査

皆様に大変貴重な御意見いただきました。教育実習に関しては、この34ページ、35ページの中身を更に充実させるために、事務局に提案という形で御意見をお送りいただき、事務局で意見を集約する形で、更に充実させていくということで御了承いただけませんか。よろしいでしょうか。

以上で本日の議題についての審議は終了とさせていただきますが、本日発言できなかった、その他のページや分野に関しましても、12月18日月曜正午をめぐりに、事務局まで御連絡をお願いしたいと思います。頂いた御意見の反映及び最終的な意見募集を行う報告書案の確定につきましては、私、主査に御一任いただきたいと思います。本日は、誠にありがとうございました。

続きまして、冒頭申し上げたとおり、本報告書については広く関係者の皆様に意見募集を行うことを予定しております。この点について、事務局から御説明をお願いできますか。

#### ○小松日本語教育専門官

お配りしております委員限りの机上資料を御覧いただきたいと思います。文化庁のホームページで、今回おまとめいただきます報告案について意見募集を行うことを予定しております。実施期間は12月の25日から翌1月の26日の約1か月です。1枚おめくりください。申込み方法を記載しております。基本的には電子メール、ファクス、郵便になっておりますが、必ず件名、名前、性別などの記載の内容を書いていた上で、御意見については、必ず3ページ目のこの項目に関する意見なのかということを確認にいただいた上で、御提出いただきたいと思います。以上の要領で文化庁ホームページで御案内したいと考えております。以上でございます。

#### ○伊東主査

繰り返しますが、12月25日、クリスマスの月曜日から来年1月26日までということで、1か月間で多くの御意見を頂くという段取りになっておりますので、よろしく願います。

それでは、本日の議題についてはこれまでとさせていただきます。最後に、事務局から連絡事項があれば、願います。

#### ○小松日本語教育専門官

次回、第85回の小委員会につきましては、2月19日月曜日13時から、場所は東館の3階の特別会議室にて開催を予定しております。お忙しい中、大変恐縮ですが、御出席のほどよろしく願います。

#### ○伊東主査

それでは、これをもって、第84回の日本語教育小委員会を閉会とさせていただきます。本当にどうもありがとうございました。